

愛知県水産試験場共同研究実施要領

（目的）

第1 この要領は、愛知県試験研究機関における共同研究等取扱指針（平成17年3月31日付け副知事依命通達）（以下「共同研究等取扱指針」という。）、愛知県試験研究機関における知的財産出願等取扱指針（以下「知的財産出願等取扱指針」という。）、愛知県試験研究機関における研究成果物取扱指針（以下「研究成果物取扱指針」という。）及び愛知県試験研究機関知的財産出願等取扱要領（以下「知的財産出願等取扱要領」という。）並びに愛知県水産試験場試験研究推進要綱に基づき、水産試験場（以下「水試」という。）が、国、大学法人、独立行政法人、地方公共団体、公益法人及び企業等（以下「法人等」という。）と、共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の適正かつ円滑な実施を図るため、必要な事項を定める。

（共同研究の要件）

第2 共同研究に係る試験研究は、全ての要件をみたすものでなければならない。

- （1） 水試の業務に関連するものであること。
- （2） 研究成果を得ることが十分見込まれること。
- （3） 水試が単独で実施した場合に比べ、時間的、経済的に有利であること。
- （4） 水試の業務の遂行に支障を生じないこと及び公正性を損なわないこと。

（共同研究の公募及び申請）

第3 共同研究の公募及び申請に係る手続は次のとおりとする。

- （1） 水試が実施しようとする共同研究については、原則、あらかじめ水試のウェブページ等により公募を行うものとする。
- （2） 共同研究を行おうとする法人等は共同研究申請書（様式1）を水試場長（以下「場長」という。）に提出する。
- （3） 水試の関係グループ長がこれに同意する場合又は水試のグループ長が法人等との共同研究を希望する場合は、関係部所長を経由して共同研究計画書（様式2）を場長に提出する。なお、共同研究計画書の作成にあたっては、必要に応じて補足資料を添付するものとする。

（共同研究実施の審査）

第4 場長は、第3に基づく申請があった場合又は部所長が法人等との共同研究を希望する場合は、第5に定める審査会において、共同研究申込書及び共同研究計画書等に基づいて審査を行い、可否を決定する。

2 場長は、共同研究希望者に対して、共同研究の実施の可否等を通知する（様式3）。

3 場長は、会議の協議内容を農業水産局長に報告する。

（共同研究審査会）

第5 共同研究の内容を審査するため共同研究審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次の事項を所掌する。

- (1) 共同研究の可否に関すること。
- (2) 共同研究計画の重要な変更等に関すること。
- (3) その他、共同研究の実施に関すること。

3 会長は、場長をもって充てる。

4 審査会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 場長、副場長、漁業生産研究所長、内水面漁業研究所長、漁場環境研究部長、総括研究員及び管理課長
- (2) 水産課担当職員
- (3) その他会長が必要と認めた者

5 会長は、審査会会議を招集し、その会議の議長となる。

(水試研究員及び契約の締結)

第6 場長は、審査会の承認を受けた後、水試研究員の指名を行い、併せて研究管理者（通常、所部長をいう。）を選任するとともに、速やかに共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。なお、研究費を受領する研究においては、別途、農業水産局長あてに共同研究の研究費受入れに関する契約の締結を依頼するものとし、当該契約は、単年度契約とする。

2 共同研究契約書は、原則として、様式4-1又は4-2とし、共同研究の研究費受入れに関する契約の様式は、様式4-3とする。

3 国等が実施する研究プロジェクトによる共同研究については、前項の規定にかかわらず、当該研究プロジェクトにおいて定められた方法により共同研究契約を締結することができる。

4 前項に定めるもののほか、共同研究の相手方と契約内容を協議の上、共同研究契約を締結することができる。

(実施期間)

第7 共同研究の実施期間は、原則として3年以内とする。

(共同研究の管理)

第8 研究管理者は、共同研究を効果的かつ効率的に実施するため、研究計画、成績検討等適正な進行管理に努め、共同研究の進捗状況を水産試験場企画会議に随時報告するものとする。

2 研究管理者は共同研究実施期間終了後、速やかに共同研究の結果をとりまとめ、場長に報告するものとする。

3 場長は、前項の報告を受け、共同研究完了報告書（様式5）により農業水産局長へ報告するものとする。

(研究計画の変更等)

第9 場長は、共同研究に関する内容の重要な変更を決定しようとするときは、あらかじめ

め審査会に諮る。

(実施場所)

第10 共同研究の実施場所は、原則として水試及び共同研究者の担当部所室等とする。
ただし、共同研究契約で別に定めたときは、この限りではない。

2 場長及び共同研究者は、共同研究の遂行上必要な場合には、水試又は共同研究者の所有する研究用機器・資材を相互に受け入れることができる。

(共同研究員)

第11 場長は、共同研究を実施するために同研究員を当該研究期間中に水試へ受け入れることができる。

(経費の分担)

第12 共同研究に必要な経費は、水試が使用する経費については水試が、共同研究者が必要とする経費については共同研究者がそれぞれ負担するものとする。ただし、共同研究に必要な研究経費のうち、水試が使用する経費の一部を共同研究者が負担することができることとする。

(経費の精算)

第13 共同研究者から研究経費を受領した場合は、研究完了後、速やかに精算するものとする。

(研究成果の取扱い)

第14 場長は、共同研究の結果、知的財産（品種を除く。）が創出された場合は、共同研究契約、「愛知県職員の勤務発明等に関する規程」（昭和56年4月1日訓令第4号）、「共同研究等取扱指針」、「知的財産出願等取扱指針」、「研究成果物取扱指針」及び「知的財産出願等取扱要領」に基づき、所定の手続きを行う。

2 場長は、共同研究の結果、新品種を育成したときは、共同研究契約、「愛知県職務育成品種に関する要綱」（昭和56年6月18日付け56園蚕第208号、56林第283号農業水産部長・農地林務部長連名通知）、「共同研究等取扱指針」、「知的財産出願等取扱指針」及び「研究成果物取扱指針」に基づき、所定の手続きを行う。

(委任)

第15 この要領に定めるもののほか、水試が共同研究を実施するのに必要な事項は、場長が別に定める。

附 則

この要領は、平成１８年４月３日から施行する。

平成２６年１２月２５日 一部改正

平成３０年４月２日 一部改正

平成３１年４月１日 一部改正

令和３年４月１日 一部改正

令和６年４月２日 一部改正

令和８年１０月１６日 一部改正

(様式1)

共同研究申請書 年 月 日 愛知県水産試験場長 殿 所在地 名称及び 代表者氏名 電 話	
研究テーマ	
研究目的	
研究内容	
共同研究を必要とする理由	
研究実施の希望場所	
研究実施の希望期間	
研究用機材・資材の提供等	
研究員の派遣・受入等	
研究経費の負担限度額	
その他（添付書類）	1 2

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(様式 2)

共 同 研 究 計 画 書

課題名	共同研究課題名	
	実施研究課題名	
実施部所及び担当研究員		
目 的		
内 容		
相手 手 先 法 人 等	名称	
	所在地（本社、支社）	
	財務的基礎（資本金）	
	従業員数	
	技術的能力・実績	
	設立年月日	
共同研究実施要領第 2 の要件		
相手方を適当と認める理由		
分 担		
農林水産業振興との係わり		
県として取り組む意義		
実 施 場 所		
実 施 期 間		
提供される施設等		
特許権の取り扱い		
研究成果の公表方法及び時期		
その他特記事項		

- 備考 1 法人等が国、大学法人、独立行政法人、地方公共団体である場合は、財務的基礎、技術的能力・実績等の事項の記載は必要ない。
- 2 実施研究課題名は、愛知県農林水産関係試験研究課題体系表の細目課題を記入する。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(様式3)

共同研究申請審査結果通知書

第 号
年 月 日

相手先 代表者氏名 殿

愛知県水産試験場長 印

年 月 日付けで申請のありました共同研究については、下記のとおり可否が決定しました。

記

- 1 共同研究課題名
- 2 審査結果
可・不可
- 3 可又は不可の理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(様式4-1)

共同研究契約書(ひな形①:特許)

愛知県(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)は、次の条項により共同研究の実施及び成果の取扱いに関する契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(共同研究)

第1条 甲及び乙は、次の研究(以下「本共同研究」という。)を共同で実施する。

(1) 研究課題 〇〇〇に関する研究

(2) 研究目的

(3) 研究内容 ①

②

③

(実施期間)

第2条 本共同研究の実施期間は、契約締結日(遡及する場合は、「本契約の締結日にかかわらず、〇〇年〇〇月〇〇日」と記載する)から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(共同研究の分担及び管理)

第3条 甲及び乙は、それぞれ別表のとおり研究を分担する。

2 甲及び乙は、それぞれ分担した研究についての管理を行う。

(費用の分担)

第4条 甲及び乙は、それぞれ分担した研究に要する費用を負担する。ただし、甲及び乙が合意した場合、甲は本共同研究に要する経費を乙から受け入れることができるものとする。

2 前項のただし書きの場合、甲及び乙は経費の取扱いを定め、別に契約を締結するものとする。

(研究用設備及び資材の利用)

第5条 本共同研究に必要な設備及び資材(以下「設備等」という。)については、相手方の了承を得た上で、甲及び乙が所有する設備等を相互に無償で利用できるものとする。ただし、故意又は重大な過失により亡失又は毀損したときは賠償しなければならない。

2 甲は、本共同研究に必要な設備等として、乙が所有する設備等は無償で甲の管理する研究室へ受け入れ、これを使用させることができる。この場合において、当該設備等の搬入、据付、撤去及び搬出に要する費用は乙が負担する。

(共同研究の変更又は中止及び損害賠償)

第6条 甲又は乙は、本共同研究の内容を変更し、又は全部若しくは一部を中止する場合は、必ず甲乙協議の上、これを決定するものとする。

- 2 前項の協議の結果、甲又は乙は、天災その他やむを得ない事由により本共同研究の継続が困難となったときは、本共同研究を変更又は中止することができるものとし、その場合においては、甲又は乙は、相手方が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。
- 3 本共同研究が中止となった場合、それまでに得られた技術上の成果について、その処分方法及びその他取扱いを甲及び乙で協議する。また、前条の規定により設備等を利用していた場合、受け入れた当事者は、当該設備等を所有する当事者の指示に従い、当該当事者に速やかに返還又は適切な方法により廃棄しなければならない。その際の経費の負担は甲及び乙で協議の上、決定するものとする。
- 4 甲及び乙は、本共同研究の内容の変更又は中止に合意した場合は、覚書を交わすものとする。

(進捗状況等の確認)

第7条 甲及び乙は、本契約の有効期間中、定期的に会合を開き、本共同研究の進捗状況や問題点及び研究成果について協議する。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要と自己が判断した情報及び資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

- 2 前項において提供又は開示された情報及び資料は、相手方から要請があった場合は、本共同研究終了後又は本共同研究中止後に相手方に返還するものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本共同研究を実施するに当たり知り得た業務上の情報、資料及び技術情報等のうち秘密である旨を明示して開示された情報（以下「本秘密情報」という。）を相手方の事前の書面による同意を得ることなく、これを第三者に開示、提供又は漏洩してはならず、また、本契約以外の目的に使用してはならない。また、本秘密情報を口頭その他有形媒体によらない方法で開示する場合は、開示時に秘密である旨を明示し、かつ、開示後 30 日以内にその内容及び秘密情報である旨を記載した書面を相手方に交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、本秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 開示を受けた時、既に公知であったもの。
 - (2) 開示を受けた時、既に自ら所有していたことを立証できるもの。
 - (3) 開示を受けた時、甲及び乙のいずれの責任によらないで公知となったもの。
 - (4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したことを立証できるもの。
 - (5) 自らが本秘密情報によらず独自に創出又は開発したもの。
- 2 前項の規定は、本共同研究終了後 3 年間有効に存続する。ただし、甲及び乙が協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。なお、この場合において、甲及び

乙は覚書を交わすものとする。

(ノウハウの指定)

第 10 条 甲及び乙は、研究成果のうちノウハウに該当するものが発生した場合には、速やかに甲乙で協議を行い、書面で指定し、これを秘密として保持するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間、及びノウハウに関する権利の持分を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙で協議を行い、決定するものとし、原則として、本共同研究終了後 3 年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙で協議を行い、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果)

第 11 条 本契約において「研究成果」とは、本共同研究の過程又は結果において得られた発明、考案、意匠、著作物、品種、ノウハウ、研究データ、研究試料その他の一切の成果をいう。

(特許の単独出願)

第 12 条 甲又は乙は、それぞれ自己に属する研究者が、本共同研究の結果、独自に発明を行い、単独で当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、事前に書面により相手方の確認を得るものとする。

(特許の共同出願)

第 13 条 甲及び乙は、自己に属する研究者が、本共同研究の結果、共同して発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、あらかじめ甲乙協議の上、書面による同意を得るとともに、それぞれの持分、特許出願後及び特許登録後の特許権の取扱い、第三者に対する実施許諾その他必要な事項を定める共同出願契約を締結した後、共同して特許出願を行うものとする。

2 乙は、本発明の特許出願の手続、登録までの諸手続及び登録後の特許権の維持に関する手続を行う。ただし、特許庁に対して諸書類を提出するときは、事前に甲及び乙で協議する。

3 乙は、特許出願、審査請求、登録及び権利維持に要する一切の費用について、全額負担するものとする。

4 甲は、乙が前項に定める出願費等を負担しないときは、乙が当該権利に係る乙の持ち分を放棄したものとみなすことができる。

(意匠権等の取扱い)

第 14 条 第 12 条及び前条の規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利、商標権及び商標登録を受ける権利、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに著作権等の知的財産権について準用する。

(研究成果の公表等)

第15条 甲又は乙は、本共同研究実施期間中及び終了後において、研究成果を乙又は甲以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ、相手方に公表等の内容を通知の上、同意を得るものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、研究成果の公表が公的機関としての業務上必要であると判断したときは、乙にあらかじめ通告をした後、公表できるものとする。ただし、乙から、当該公表により自己の利益を損なうことを申し立てられたときは、甲乙協議の上、公表の時期、内容について、当該公表前に合意しなければならない。

3 本条第1項及び第2項の通知又は通告が必要な期間は、本共同研究の終了後3年間とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責任を負わないものとする。

(契約の有効期間)

第 17 条 本契約の有効期間は、第 2 条に定める本共同研究の実施期間と同じとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 9 条から第 10 条までの規定及び第 15 条の規定は当該条項に定める期間中有効とし、第 12 条から第 14 条までの規定は、当該条項に定める知的財産権の権利存続期間中有効とする。

(協議)

第 18 条 本契約に定めるもののほか、本共同研究の実施及び知的財産権等に関して必要な事項は、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管するものとする。

年 月 日

甲 愛知県蒲郡市三谷町若宮 9 7

愛知県

代表者 水産試験場長 ○○○○ 印

乙 (住所)

(法人名等)

(代表者職名) ○○○○ 印

(別表)

共 同 研 究 の 分 担

研 究 内 容	研究の分担		実施場所	
	甲	乙	甲	乙
(1)	○		○	
(2)		○		○
(3)	○		○	
(4)		○		○

甲の実施場所

乙の実施場所

共同研究契約書（ひな形②：品種）

愛知県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により共同研究の実施及び成果の取扱いに関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（共同研究）

第1条 甲及び乙は、次の研究（以下「本共同研究」という。）を共同で実施する。

（1）研究課題

（2）研究目的

（3）研究内容 ①

②

③

（実施期間）

第2条 本共同研究の実施期間は、契約締結日（遡及する場合は、「本契約の締結日にかかわらず、〇〇年〇〇月〇〇日」と記載する）から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（共同研究の分担及び管理）

第3条 甲及び乙は、それぞれ別表のとおり研究を分担する。

2 甲及び乙は、それぞれ分担した研究についての管理を行うものとする。

（費用の分担）

第4条 甲及び乙は、それぞれ分担した研究に要する費用を負担する。ただし、甲及び乙が合意した場合、甲は本共同研究に要する経費を乙から受け入れることができるものとする。

2 前項のただし書きの場合、甲及び乙は経費の取扱いを定め、年度ごとに別に契約を締結するものとする。

（研究用設備及び資材の利用）

第5条 本共同研究に必要な設備及び資材（以下「設備等」という。）については、相手方の了承を得た上で、甲及び乙が所有する設備等を相互に無償で利用できるものとする。ただし、故意又は重大な過失により亡失又は毀損したときは賠償しなければならない。

2 甲は、本共同研究に必要な設備等として、乙が所有する設備等は無償で甲の管理する研究室へ受け入れ、これを使用させることができる。この場合において、当該設備等の搬入、据付、撤去及び搬出に要する費用は乙が負担する。

（研究試料の取扱い）

第6条 本共同研究を実施するに当たり、甲及び乙は、それぞれが育成した系統を相互に研究試料として無償で提供することができるものとする。

2 前項により提供された研究試料及び当該研究試料の派生物（以下「当該研究試料等」

という。)の所有権は甲及び乙が有するものとする。

- 3 甲及び乙は、当該研究試料等を適切に管理し、第1条(2)に定める研究目的のみに使用するものとし、これ以外に複製又は増殖等を行ってはならない。また、当該研究試料等を甲及び乙以外に使用させてはならない。
- 4 甲及び乙は、当該研究試料等が不要になったとき、又は第2条により研究が完了したとき、又は第7条により研究が中止されたときは、甲及び乙の指定する方法で返却又は廃棄するものとする。

(共同研究の変更又は中止及び損害賠償)

- 第7条 甲又は乙は、本共同研究の内容を変更し、又は全部若しくは一部を中止する場合は、必ず甲乙協議の上、これを決定するものとする。
- 2 前項の協議の結果、甲又は乙は、天災その他やむを得ない事由により本共同研究の継続が困難となったときは、本共同研究を変更又は中止することができるものとし、その場合においては、甲又は乙は、相手方が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。
 - 3 本共同研究が中止となった場合、それまでに得られた技術上の成果について、その処分方法及びその他取扱いを甲及び乙で協議する。また、前条の規定により設備等を利用していた場合、受け入れた当事者は、当該設備等を所有する当事者の指示に従い、当該当事者に速やかに返還又は適切な方法により廃棄しなければならない。その際の経費の負担は甲及び乙で協議の上、決定するものとする。
 - 4 甲及び乙は、本共同研究の内容の変更又は中止に合意した場合は、覚書を交わすものとする。

(進捗状況等の確認)

- 第8条 甲及び乙は、本契約の有効期間中、定期的に会合を開き、本共同研究の進捗状況や問題点及び研究成果について協議する。

(情報交換)

- 第9条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要と自己が判断した情報及び資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。
- 2 前項において提供又は開示された情報及び資料は、相手方から要請があった場合は、本共同研究終了後又は本共同研究中止後に相手方に返還するものとする。

(秘密保持)

- 第10条 甲及び乙は、本共同研究を実施するに当たり知り得た業務上の情報、資料及び技術情報等のうち秘密である旨を明示して開示された情報(以下「本秘密情報」という。)を相手方の事前の書面による同意を得ることなく、これを第三者に開示、提供又は漏洩してはならず、また、本契約以外の目的に使用してはならない。また、本秘密情報を口頭その他有形媒体によらない方法で開示する場合は、開示時に秘密である旨を明示し、

かつ、開示後 30 日以内にその内容及び秘密情報である旨を記載した書面を相手方に交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、本秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 開示を受けた時、既に公知であったもの。
- (2) 開示を受けた時、既に自ら所有していたことを立証できるもの。
- (3) 開示を受けた時、甲及び乙のいずれの責任によらないで公知となったもの。
- (4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したことを立証できるもの。
- (5) 自らが本秘密情報によらず独自に創出又は開発したもの。

2 前項の規定は、本共同本共同研究終了後 3 年間有効に存続する。ただし、甲及び乙が協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。この場合において、甲及び乙は覚書を交わすものとする。

(ノウハウの指定)

第 11 条 甲及び乙は、研究成果のうちノウハウに該当するものが発生した場合には、速やかに甲乙で協議を行い、書面で指定し、これを秘密として保持するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間、及びノウハウに関する権利の持分を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙で協議を行い、決定するものとし、原則として、本共同研究終了後 3 年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙で協議を行い、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果)

第 12 条 本契約において「研究成果」とは、本共同研究の過程又は結果において得られた発明、考案、意匠、著作物、品種、ノウハウ、研究データ、研究試料その他の一切の成果をいう。

(品種登録の単独出願)

第 13 条 甲又は乙は、それぞれ、甲に属する研究員又は乙が、本共同研究の結果、独自に品種の育成を行い、当該品種に係る品種登録の出願を単独で行おうとするときは、あらかじめ相手方の書面による承認を得なければならない。

(品種登録の共同出願)

第 14 条 甲及び乙は、甲に属する研究員及び乙が本共同研究の結果、共同して品種を育成し、品種登録の出願を行おうとするときは、当該品種に係るそれぞれの持分その他の必要事項を定めた共同出願契約を締結し、共同して当該出願を行うものとする。ただし、甲及び乙が相手方から品種登録を受ける権利のすべてを承継した場合は、この限りではない。

2 前項に定めるそれぞれの持分は、甲に属する研究員及び乙の貢献度を踏まえて決定する。ただし、この場合において金銭的な貢献は含めないものとする。

(通常利用権の許諾の協議)

第 15 条 甲及び乙は、前条の規定により品種登録の出願を行い、共同して品種登録を受けている品種（以下「共同登録品種」という。）について、種苗法第 26 条に規定する通常利用権を許諾しようとするときは、あらかじめ相手方と協議するものとする。

(登録料等)

第 16 条 乙は、共同登録品種に関する出願料及び登録料（以下「登録料等」という。）のうち甲及び乙の持分にかかる一切の費用を負担するものとする。

2 甲は、乙が前項に定める登録料等を負担しないときは、乙が当該品種に係る乙の持分を放棄したとものとみなすことができる。

(許諾の対価)

第 17 条 乙は、共同登録品種について、育成者権を行使しようとするときは、甲に対し、別に協議して定める割合に応じた額に相当する対価を支払わなければならない。

2 共同登録品種について、乙の指定する者又は第三者から徴収する許諾の対価は、当該品種登録に係る持分に応じ当該登録品種に係る品種登録者に帰属するものとする。

3 許諾の対価は、愛知県水産業の振興を図ることを考慮して甲及び乙で協議の上決定する。

(研究成果品の帰属)

第 18 条 第 2 条に定める本共同研究の実施期間（以下「研究実施期間」という。）中において育成された品種は甲と乙がそれぞれ所有し、各自が使用できるものとする。また、甲又は乙が、研究実施期間終了後 5 年以内に、成果物から新たに品種を育成した場合には甲及び乙の共有とし、その新品種の扱いについては、第 12 条から前条までの規定を準用する。

(研究成果の公表等)

第 19 条 甲又は乙は、本共同研究実施期間中及び終了後において、研究成果を乙又は甲以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ、相手方に公表等の内容を通知の上、同意を得るものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、研究成果の公表が公的機関としての業務上必要であると判断したときは、乙にあらかじめ通告をした後、公表できるものとする。ただし、乙から、当該公表により自己の利益を損なうことを申し立てられたときは、甲乙協議の上、公表の時期、内容について、当該公表前に合意しなければならない。

3 本条第 1 項及び第 2 項の通知又は通告が必要な期間は、本共同研究の終了後 3 年間とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第 20 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責任を負わないものとする。

（契約の有効期間）

第21条 本契約の有効期間は、第2条に定める本共同研究の実施期間と同じとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第10条から第11条の規定及び第20条の規定は当該条項に定める期間中有効とし、第13条から第18条までの規定は、当該条項に定める知的財産権の権利存続期間中有効とする。

（協議）

第22条 本契約に定めるもののほか、本共同研究の実施及び知的財産権等に関して必要な事項は、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 愛知県蒲郡市三谷町若宮97

愛知県

代表者 水産試験場長 ○○○○ 印

乙 (住所)

(法人名等)

(代表者職名) ○○○○ 印

(別表)

共 同 研 究 の 分 担

研 究 内 容	研究の分担		実施場所	
	甲	乙	甲	乙
(1)	○		○	
(2)		○		○
(3)	○		○	
(4)		○		○

甲の実施場所

乙の実施場所

(様式4-3)

共同研究の研究費受入れに関する契約書(ひな型)

愛知県(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)は、次の条項により共同研究の実施に伴う研究費受入れに関して、次のとおり契約を締結する。

(共同研究)

第1条 甲及び乙は、次の研究を共同研究計画書(別紙1)にもとづき実施する。

(1) 共同研究の課題名: 〇〇〇の開発

(2) 共同研究の目的: 〇〇〇を図ることを目的とする。

(3) 共同研究の内容: 〇〇〇技術を確立する。

(実施期間)

第2条 本共同研究の実施期間は、契約締結日から 年 月 日までとする。

(共同研究の分担)

第3条 甲及び乙は、共同研究計画書のとおり研究を分担する。

(研究費)

第4条 乙は、本共同研究に要する研究費として、金〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む)を超えない範囲内で甲に支払うものとし、その内訳は共同研究計画書のとおりとする。

2 甲は、乙から供与された研究費について、共同研究計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(実績報告)

第5条 甲は、共同研究が終了(中止したときを含む。)したときは、乙から供与された研究費の精算を遅滞なく行い、共同研究実績報告書(別紙2)を乙に提出するものとする。その際、研究費に残余が生じた場合は、甲はその額を乙に返還するものとする。

(研究費の検査)

第6条 乙は、前条の規定により共同研究実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該共同研究の内容に適合するものであるかどうかを検査し、甲に供与した研究費の額を確定するものとする。

(研究費の支払)

第7条 乙は、前条の検査の結果、研究費の額が確定した後、甲からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

2 甲は、前条の規定にかかわらず、本共同研究の完了前に必要な研究費を受けようとするときは、乙に対し概算払を請求することができ、乙はこれを適当と認めたときは、これを支払うものとする。

3 甲は、前二項の規定により、研究費の請求をするときは、請求書を乙に提出するものとする。この場合の請求書とは、甲が発行する納入通知書とする。

(共同研究の変更)

第8条 甲又は乙は本共同研究の変更を行う場合には、あらかじめ相手方と協議するものとする。

2 前項に関わらず共同研究計画書の4の収支予算の支出の部の欄に掲げる費目の相互間における30%以内の流用については変更の協議は必要ないものとする。

(共同研究の中止及び損害賠償)

第9条 甲又は乙は、天災その他やむを得ない事由により本共同研究の継続が困難となったときは、本共同研究を中止することができる。

2 前項の規定により本共同研究の中止を行う場合には、甲又は乙は、本共同研究を中止することについて、あらかじめ相手方と協議し、中止となった場合には第5条、第6条、

第7条、第8条の規定に準じ研究費を精算するものとする。

3 甲又は乙は、第1項の規定による共同研究の変更・中止等により相手方が受けた一切の損害について、賠償する責任を負わないものとする。

(協議)

第10条 この契約に定める事項に関する疑義、並びに、その他本共同研究の実施、成果の取り扱い等に関して必要な事項は、甲、乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事

〇〇〇〇 印

乙 (住所)

(法人名等)

(代表者職名)

〇〇〇〇 印

(別紙 1)

共同研究計画書

1 共同研究課題名

2 担当者

甲：愛知県水産試験場

乙：〇〇〇〇

3 共同研究の分担

研 究 内 容	研究の分担		実施場所	
	甲	乙	甲	乙

甲の実施場所

乙の実施場所

4 甲の支出

予算額	備考
円	物品費 円 賃金 円 研究員旅費 円 備品購入費 円 その他 円 計 円

(別紙2)

共同研究実績報告書

○ 第 ○ ○ ○ 号
年 月 日

殿

住所 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
氏名 愛知県
代表者 愛知県知事 ○○○○

年 月 日付け契約のこのことについて、下記のとおり、共同研究を実施したので、共同研究の研究費受入れに関する契約書第5条の規定により、その実績を報告します。

記

1 共同研究の内容

(1) 研究課題名

(2) 研究調査実施期間

年 月 日～ 年 月 日

(3) 研究調査実施場所及び担当者

(4) 研究調査の成果（又はその概略）

別添単年度試験研究成績のとおり

2 収支精算

収入の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備 考
			増	減	
研究費					うち消費税及び地方消費税の額
計					

支出の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備 考
			増	減	
研究費					
計					

(様式5)

共同研究完了報告書

○ 第 ○ ○ ○ 号
年 月 日

農業水産局長 殿

水産試験場長

年 月 日付けで契約した共同研究が完了しましたので、愛知県水産試験場共同研究実施要領第8の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 共同研究の課題名
- 2 共同研究の内容
- 3 実施期間
- 4 研究員氏名
- 5 研究成果の概要
- 6 特記事項
- 7 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。